

～ システムオリジンからのお知らせ ～

タクコン(タクシー事務処理システム)にて 算定基礎、年末調整機能をご利用のお客様へ①

マイナンバー制度(平成28年1月～) タクコン対応について

平成28年(2016)1月から導入されるマイナンバー制度のタクコンへの対応についてご案内申し上げます。総務省のホームページによると導入予定は以下となります。

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成27年 | 10月 | 法人番号、個人番号が通知されます。 |
| 平成28年 | 01月 | 「雇用保険被保険者資格取得届」「雇用保険被保険者資格喪失届」「氏名変更届」にマイナンバーに記載が必要になります。 |
| | 12月 | 年末調整の際、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」にマイナンバーの記載が必要になります。 |
| 平成29年 | 01月 | 源泉徴収票の提出分にマイナンバーの印字が必要になります。
「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」
「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」
「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、健康保険被扶養者(異動)届」にマイナンバーの記載が必要になります。 |

タクコンでは以下の機能を追加しマイナンバー対応を行う予定です

1. 「マイナンバー管理」のアイコンを追加します。
2. マイナンバー専用の「ログイン名」「パスワード」を追加します。
3. 「マイナンバー管理」にログインした履歴を保存します。
4. 「マイナンバーの登録」「修正」「削除」を追加し保存します。
5. 「参照画面」を追加し「参照の履歴」を保存します。
6. 「源泉徴収票」「賞与支払届(予定)」「算定基礎届(予定)」「月額変更届(予定)」※の印刷メニューを追加します。
※ご購入のメニューに準じます
7. データベースには暗号化した状態で保存される為、外部から読み取っても識別することはできません。
8. マイナンバーの取り扱いはガイドラインで定められているため、タクコンでは専用画面以外には表示できません。また、指定の印刷物以外には印字できません。

仕様につきましては、変更の可能性がございます。

お客様のシステム改修時期は平成28年1月から順次行わせて頂き、改修に掛かる費用はサポート契約の範囲内とさせて頂く予定です。

カスタマイズのご要望に関しましては、有償にてご対応させていただきます。

～ システムオリジンからのお知らせ ～

タクコン(タクシー事務処理システム)にて 算定基礎、年末調整機能をご利用のお客様へ②

マイナンバー導入に伴う特別個人情報の取り扱いについて

タクコンのマイナンバー対応については、特定個人情報を利用したマイナンバー(社会保障・税番号)制度の平成28年1月(予定)の利用開始に備えて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日、特定個人情報保護委員会)等に基づき機能を作成しております。

なお、タクコンの機能を追加して提供するにあたり、当社では基本的にお客様の管理する特定個人情報を取り扱うことはございません。

しかし、取り扱う必要が生じた場合には、別途契約を締結した上で、以下の各事項を遵守いたします。

1. 特定個人情報を秘密として保持し、「タクコン 基幹業務システム」に別紙機能を追加して提供する目的以外の目的にはこれを利用しません。
2. お客様の承諾なく特定個人情報を社外に持ち出し致しません。
3. お客様の承諾なく、特定個人情報の取扱いを第三者に再委託いたしません。
4. 別紙機能を追加して提供する目的が達成された場合には、直ちに特定個人情報を返却又は廃棄します。
5. お客様から特定個人情報の取扱いに関して報告を求められた場合には、直ちにこれに対応いたします。
6. 上記各事項を遵守するため、従業員に適切な監督・教育をいたします。
7. 万一、特定個人情報の漏洩が発生した場合には、直ちにお客様に報告して適切な対応を取るとともに、漏洩につき当社に故意又は過失がある場合には、お客様に生じた損害を賠償します。

お客様におかれましては、平成28年1月のマイナンバー制度の利用開始以降も、安心してタクコンをご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。